

共同処理する事務について
広域処理に伴う業務範囲

○分別排出 実施主体【住民】

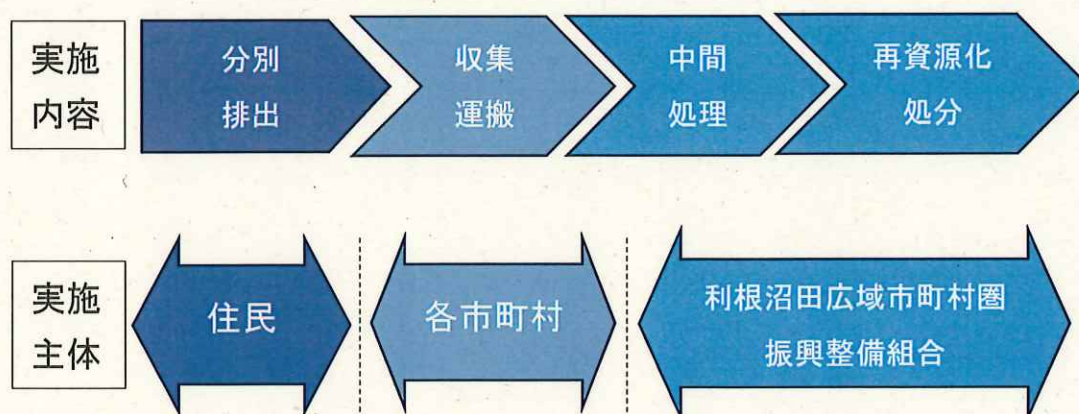
- ・住民は、基本的に統一されたごみの分別区分に従い、決められたステーション等にごみを排出する。

○収集運搬 実施主体【市町村】

- ・各市町村は、ごみの収集方法や収集頻度を定め、新施設までの収集運搬を実施する。

○再資源化及び処分 実施主体【利根沼田広域市町村圏振興整備組合】

- ・新施設に搬入されたごみは、共同処理として一部事務組合が再資源化及び処分を行う。



共同処理する事務について
整備する施設

○可燃ごみ処理施設

(例：焼却発電施設／バイオガス発電施設＋焼却施設／焼却熱回収施設／焼却施設)

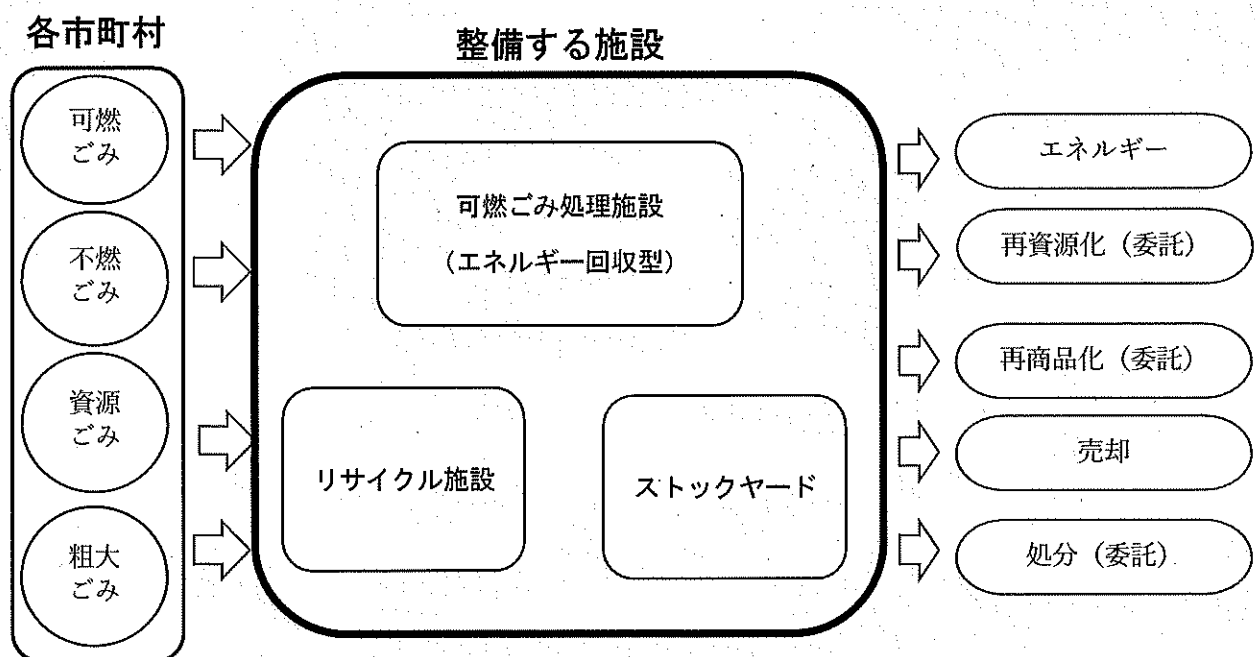
○リサイクル施設

(例：不燃ごみ破碎ライン／缶選別圧縮ライン／ペットボトル選別圧縮ライン／容器包装
プラ選別圧縮ライン／びん類選別ライン等)

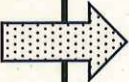
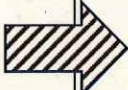
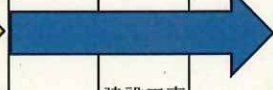
○ストックヤード

(例：無色びん／茶びん／その他びん／ペットボトル／缶／容器包装プラ／製品プラ／電
池・蛍光灯／小型家電／金属／不燃残渣／可燃残渣等)

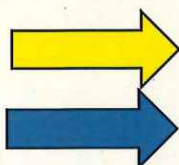
※処理方法や規模等の詳細については、今後の基本計画等により検討するものとする。



施設整備スケジュール

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
広域化基本構想策定										
ごみ処理基本計画策定 (各市町村)										
循環型社会形成推進地域計画策定 (第1次)										
候補地の選定／取得 (必要な場合)										
施設整備基本計画策定支援 (処理方式検討・PFI等導入検討含む)										
測量・地質調査										
生活環境影響調査										
都市計画手続 (審議会資料作成、都市計画決定) ※所在市町村と調整										
発注支援 (実施方針・募集要項(要求水準書)作成、公募、決定)										
循環型社会形成推進地域計画策定 (第2次)										
一般廃棄物処理施設整備 (設計1年、工事3年)										
						施設設計	建設工事			稼働

※ リサイクル施設及びストックヤードの設計・施工の時期は、施設整備基本計画において調整する。



黄色の矢印を循環型交付金【計画支援事業】で予定

青矢印は地域計画第2次で交付金活用を予定

【(施) 協議項目 4－(4)環境保全目標の設定(自主基準値の設定)】について

1 調整内容

廃棄物処理施設は、環境保全に関する各種関係法令や条例を遵守しつつ、周辺環境に配慮した計画とする必要がある。新施設の稼働による影響から周辺環境を保全するため、排出ガス・排水・悪臭・騒音・振動について自主基準を設定する。

2 協議に当たっての考え方

(1) 排出ガスの自主基準値(大気汚染防止法・ダイオキシン類対策特別措置法)

新施設の排出ガスの自主基準値を設定するに当たって、排出ガスの法規制値の遵守を前提とし、現沼田清掃工場や排出ガス処理技術等に基づいた基準とした。ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素及びダイオキシン類は、現沼田清掃工場の自主基準値と同様とし、窒素酸化物は、現沼田清掃工場でも十分低い濃度であることに加え、近年の処理技術の進展を考慮し、現沼田清掃工場よりも厳しい基準とした。

水銀は、大気汚染防止法の改正(平成30年4月)に伴い新設された基準であり、その有害性は技術的に低減可能な濃度として設定されていることから、法に基づく基準値を適用した。

(2) 排水の自主基準値(水質汚濁防止法・県条例の排水基準値:生活環境項目)

(プラント排水を除く。)

新施設から発生するプラント排水は、現沼田清掃工場と同様に場内再利用により無放流とするため、水質汚濁防止法及び県条例による基準値は適用されない。

生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、公共水域に放流する。現沼田清掃工場管理棟の日平均排水量実績は10m³に満たないため、県条例による基準値が適用されないことから、施設整備基本計画では自主基準値を設定しない(10m³以上30m³未満又は30m³以上で基準値が適用される)。

(3) 悪臭の自主基準値(悪臭防止法)

新施設の建設候補地は、都市計画法に基づく用途地域が無指定であることから、その他地域の規制基準を自主基準として設定する。

(4) 騒音の自主基準値（騒音規制法）

新施設の建設候補地は、都市計画法に基づく用途地域が無指定であることから、騒音規制法に定める特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）の第2種区域の規制基準を自主基準として設定する。

(5) 振動の自主基準値（振動規制法）

新施設の建設候補地は、都市計画法に基づく用途地域が無指定であることから、振動規制法に定める特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）の第1種区域の規制基準を自主基準として設定する。

3 調整方針

以下の各自主基準値を設定する。

(1) 排出ガスの自主基準値

排出ガス項目	単 位	新 施 設		現 沼 田 清 掃 工 場
		自主基準値	法規制値	
ばいじん	g/m ³ N	0.02	0.08	0.02
硫黄酸化物	ppm	50	K値規制以下 (1,000ppm)	50
窒素酸化物	ppm	100	250	150
塩化水素	ppm	100	430	100
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.5	1	0.5
水銀	μg/m ³ N	3.0	3.0	5.0

(2) 排水の自主基準値は設定しない。

(3) 悪臭の自主基準値

地域区分	敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水水（3号基準） (生活排水のみ)
住居系地域	臭気指数15	敷地境界における 基準値をもとに排 出口の高さ、面積等 から算出した値	臭気指数：敷地境界 の基準値+16
商業系地域	臭気指数21		
工業系地域	臭気指数21		
その他地域	臭気指数21		

(4) 騒音の自主基準値

区域区分	規 制 基 準 (dB)			
	朝 (6～8時)	昼(8～18時)	夕(18～21時)	夜(21～6時)
第1種区域	40	45	40	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	60	50
第4種区域	65	70	65	55

(5) 振動の自主基準値

区域区分	規制基準 (dB)	
	昼 (8～19時)	夜 (19～8時)
第1種区域	65	55
第2種区域	70	65

【(施) 協議項目 4－(6)施設配置・動線計画の検討】について

1 調整内容

ごみの搬入や焼却灰の搬出等に配慮した施設配置及び動線計画を検討するもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現沼田清掃工場を稼働しながら新可燃ごみ処理施設を整備し、現沼田清掃工場を解体した場所にリサイクル処理施設及びストックヤードを整備する計画である。

(2) 施設配置・動線計画の検討に当たっては、以下の前提条件を満足する必要がある。

項 目	前 提 条 件
現沼田清掃工場	・新可燃ごみ処理施設整備工事の前に現沼田清掃工場の稼働に必要な地中埋設配管の移設工事 ・車庫棟などの解体工事 ・管理棟及び洗車場は、耐久性に問題がなければ流用する。
河川保全区域	・建設候補地南側の一部は、河川保全区域に該当する。河川区域境界線からの距離に応じて土地の掘削などの形質変更や工作物の新築等に許可が必要である。
出入口	・現沼田清掃工場と同様に建設候補地西側の道路を出入口とする。
沼田市ふれあい福祉センター	・現沼田清掃工場は、沼田市ふれあい福祉センターへの余熱供給（温水）を行っているため、新施設整備後の同センターへの余熱供給のための配管等を整備する。

(3) 前提条件を踏まえた新施設の施設配置・動線計画方針

主要な施設	配 置 方 針
工場棟	・可燃ごみ処理施設とリサイクル処理施設及びストックヤードは別棟とする。また、リサイクル処理施設及びストックヤードは、現沼田清掃工場の解体跡地に整備することを基本とする。
管理棟	・現沼田清掃工場の管理棟を流用することを基本とするが、施設整備の支障となり解体が必要な場合は、工場棟と合棟とすることも可能とする。
計量棟	・可燃ごみ処理施設の計量器は、搬入・搬出用に各1台で合計2台の設置を基本とする。また、計量器を通過しない車両用の動線を設ける。 ・リサイクル処理施設及びストックヤードの計量器は、車両動線の交錯に配慮し、搬入用計量器は広域可燃ごみ処理施設と共用とし、搬出用は建設候補地の北側に1台設けることを基本とする。
構内道路	・場外への渋滞を抑制し、安全かつ円滑な車両誘導に配慮する。 ・車両動線は一方通行とし、可能な限り交差しないこととする。
駐車場	・現沼田清掃工場と同等（13台）以上の駐車場（従業員用・来場者用）を確保することを基本とする。
緑地	・売電を行う場合は、工場立地法に準じた緑地面積（敷地面積の10%以上）及び環境施設面積（敷地面積の15%以上）を確保する。

3 調整方針

現時点で想定する施設配置・動線計画は、図1「広域可燃ごみ処理施設」及び図2「広域リサイクル処理施設及びストックヤード」とする。ただし、具体的な施設配置・動線計画は、事業者提案により決定するものとする。

【(施) 協議項目 5-(1) 一般廃棄物の処理手数料】について

1 調整内容

新施設に直接搬入する際の一般廃棄物の処理手数料を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現行の処理手数料

施 設	ごみの区分	対象者	手 数 料
上川田内再資源化センター (沼田市*)	不燃 資源	住民 事業者	50円/5kg (100円/10kg)
沼田市外二箇村清掃工場 (沼田市*、川場村、昭和村)	可燃 粗大	住民 事業者	200円/10kg
尾瀬クリーンセンター (片品村、沼田市利根町)	可燃、不燃、 資源、粗大	住民	無料
		事業者	100円/10kg
奥利根アメニティパーク (みなかみ町)	可燃、不燃、 資源、粗大	住民	100円/10kg
		事業者	150円/10kg

注) 沼田市* ……利根町を除く。

(2) 生活系と事業系の処理手数料を統一するか分割するか。

(3) 資源ごみの手数料を無料又は安価とするか。

(4) 各市町村が取り組む減量化・資源化の推進を考慮した手数料とする。

(5) 「一般廃棄物会計基準」による処理単価の算出

3 調整方針

処理手数料における生活系、事業系、資源ごみなどの区分は設けないこととし、手数料の金額については沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 5-(2) 組合が処分する産業廃棄物】について

1 調整内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 11 条第 2 項で「市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。」と規定していることから扱いについて定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

構成 5 市町村及び沼田市外二箇村清掃施設組合は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は扱っていない。

利根東部衛生施設組合は、利根東部衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 14 条の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物を定めて（扱って）いる。

＊利根東部衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第 14 条 組合は、法第 11 条第 2 項の規定に基づき、一般廃棄物にあわせて処理することができる産業廃棄物を処理するものとし、次条に定めるもののほか、産業廃棄物の処理について必要な事項は、管理者が別に定める。

3 調整方針

新施設では、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は定めない（扱わない）こととする。

【(施) 協議項目 5－(3) 産業廃棄物の処分費用】について

1 調整内容

新施設における産業廃棄物の処分費用を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

本協議項目に関連がある「協議項目 5－(2) 組合が処分する産業廃棄物」については、第 8 回理事会で調整方針が決定済

(調整方針) 新施設では、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物は定めない(扱わない) こととする。

3 調整方針

新施設では産業廃棄物を扱わないことから、本項目の調整は不要である。

【(施) 協議項目 5-(4) 処理施設の利用時間及び休業日】について

1 調整内容

新施設における委託業者及び許可業者の利用時間及び休業日を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 住民の直接搬入の利用時間等は、「協議項目 6-1 受入する曜日や時間」で定める。

(2) 構成団体の収集にあわせた利用時間及び休業日を基本とする。

3 調整方針

構成団体の収集にあわせた利用時間及び休業日を基本とし、許可業者の利用時間及び休業日もこれと同様とする。

(1) 開場日 月曜日から金曜日まで及び祝日（祝日は構成団体の収集日に限るものとし、収集時間に合わせ午前のみとする。）

(2) 休業日 土曜日及び日曜日並びに構成団体が収集をしない祝日

(3) 利用時間 9時から16時まで（12時から13時までは休憩時間）
当該利用時間（休憩時間の設定を含む。）を原則とするが、構成団体の収集運搬の実態を優先した運用を図る。

(4) 年末年始等 沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ

【(施) 協議項目 5－(5) 搬入を制限する廃棄物】について

1 調整内容

新施設における搬入を制限する廃棄物について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

- (1) 処理面で対応が困難なごみの数量制限等について協議する（畳等）。
- (2) 大量に搬入されるごみの制限について協議する（剪定した枝等）。
- (3) 処理不適物ではないことに留意する。
- (4) 火災や災害等罹災ごみの扱いは、協議項目 5－(7) 処理手数料の減免で定める。

3 調整方針

可燃ごみについては沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては沼田市（上川田内再資源化センター）の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 5-(6) 処分手数料の徴収方法】について

1 調整内容

新施設における処分手数料の徴収方法を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現行の徴収方法

施 設	住民直接搬入	事業者直接搬入	許可業者直接搬入
上川田内再資源化センター (沼田市*)	現金 地域通貨	現金 地域通貨	現金 地域通貨 納付書
沼田市外二箇村清掃工場 (沼田市*、川場村、昭和村)	現金	現金 納付書	現金 納付書
尾瀬クリーンセンター (片品村、沼田市利根町)		現金 納付書	現金 納付書
奥利根アメニティパーク (みなかみ町)	現金 地域通貨	現金 地域通貨 納付書	現金・ 納付書

注) 沼田市* ……利根町を除く。

(2) 現行の徴収方法の維持

(3) 地域通貨の扱い

(4) クレジットカード徴収の導入

3 調整方針

沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 5－(7) 処分手数料の減免】について

1 調整内容

新施設における処分手数料の減免基準を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 住民サービスを維持するため、現行の減免基準を継続する。

現行：罹災ごみ、生活保護受給世帯、ボランティア清掃、

市町村長が特に必要と認めるもの

(2) 罹災ごみの減免の判断は、当該市町村が立会う等の方法を検討する。

(3) 処分手数料が減免の場合であっても、収集運搬に係る費用については組合では対応しない。

(4) 事業者から排出される罹災ごみの処分費用は原則事業者負担であるが、店舗併用住宅については周辺環境への配慮及び早期再建を図るため、店舗部分も含めて減免する。

3 調整方針

各市町村及び各一部事務組合の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 5-(8) 搬入手続について】について

1 調整内容

新施設に搬入する際の手続を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現行の扱い

施 設	生活系 ・ 事業系
上川田内再資源化センター	① 搬入時、車両を計量器に載せて総重量を計量
沼田市外二箇村清掃工場	② ごみを降ろした後、車両を計量器に載せて総重量を計量
尾瀬クリーンセンター	
奥利根アメニティパーク	③ ごみ処理手数料の支払い

(2) 構成団体の住民又は事業者であることの確認方法

(3) ごみの荷解き (にほどき)、荷降ろし等の対応

(4) 住民又は事業者から依頼された許可業者による搬入

(5) 処理手数料の精算回数等

3 調整方針

(1) 現行の運用を引き継ぐ。

(2) 処理手数料は搬入 1 回ごとに精算する。

(3) ごみの荷解き、荷降ろし等は搬入者が行う。

(4) 住民が自ら新施設に持ち込むか、各構成団体から許可を受けた業者に収集運搬を依頼する。

【(施) 協議項目 5—(9) 搬入の停止等】について

1 調整内容

新施設において搬入を停止する場合等について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

- (1) 施設整備、法定点検等の場合
- (2) 事故、故障等の場合
- (3) 天災、災害等の場合

3 調整方針

沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 6－(1) 受入する曜日や時間】について

1 調整内容

新施設における住民の直接搬入の受入曜日や時間を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 委託業者及び許可業者の受入曜日や時間は、「協議項目 5－4 処理施設の利用時間及び休業日」で定める。

(2) 「協議項目 5－4 処理施設の利用時間及び休業日」で定める曜日や時間を基本とする。

(3) 現行の扱いは裏面のとおり

3 調整方針

構成団体の収集にあわせた受入曜日及び時間を基本とする。

(1) 開場日 月曜日から金曜日まで及び祝日（祝日は構成団体の収集日に限るものとし、収集時間にあわせ午前のみとする。）

(2) 休業日 土曜日及び日曜日並びに構成団体が収集をしない祝日

(3) 利用時間 9時から16時まで（12時から13時までは休憩時間）

(4) 年末年始等 沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ

沼田 市外二箇 村	清掃施設組合 清掃工場	一般搬入・収集委託業者・許可業者 搬入時間 9時～12時・13時～16時 昼休時間 12時～13時（搬入不可） 営業日 月～金・祝日（月・火・木・金）午前中のみ開場 休業日 土曜日・日曜日・祝日（水） 年末年始 12/29（午前のみ受入）・12/30（1日開場） ・1/3（午前のみ受入）・1/4から通常
上川 田内	再資源化センター	一般搬入・収集委託業者・許可業者 搬入時間 9時～12時・13時～16時 昼休時間 12時～13時（搬入不可） 営業日 月～金・祝日（月・火・水・木）午前中のみ開場 祝日の無い月の第2日曜日 休業日 土曜日・日曜日・祝日（金） 年末年始 12/29～1/3（9時～12時・13時～16時） （12/30は1日開場）
奥利根	アメニティパーク	一般搬入（住民・事業者） 搬入時間 9時～11時45分・13時～16時 昼休時間 12時～13時（搬入不可） 営業日 月～金・毎月第3日曜日 休業日 土曜日・日曜日・祝日 年末年始 12/30～1/3は休み 収集委託業者（許可業者搬入） 搬入時間 9時～11時45分・13時～16時 昼休時間 12時～13時（搬入不可） 搬入日 月～金（祝日関係なし・発行カードで屋外計量器により計量可） （祝日の搬入は、施設運転委託業者職員2名程度出勤し対応） （許可業者の年末搬入は、要協議）
尾瀬	クリーンセンター	一般搬入・収集委託業者・許可業者 搬入時間 8時45分～12時・13時～16時30分 昼休時間 12時～13時（搬入不可） 営業日 月～金・土曜日（午前中のみ開場）・祝日（月） 休業日 土曜日（午後）・日曜日・祝日（火・水・木・金） 年末年始 12/29～1/3は休業 12/29～12/31は9時～15時年末営業（昼休みあり） 1/2（午前中のみ営業）

【(施) 協議項目 6-(2) 区分方法】について

1 調整内容

新施設への直接搬入の区分方法等を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

- (1) 計量品目を細分化すると、計量の負担が増える。
- (2) 市町村別に区分する。
- (3) 計量品目は「可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ」が基本
(粗大ごみは、処理方式により可燃ごみ又は不燃ごみのどちらかに含める。)
- (4) 生活系ごみ及び事業系ごみの直接搬入は、計量品目が混載されている場合が多い。
- (5) 委託業者による直接搬入（各市町村が収集運搬を委託）は、計量品目が車両ごとに分かれている場合が多い。
- (6) 許可業者による直接搬入（住民又は事業者が収集運搬を依頼）は、計量品目が車両ごとに分かれている場合が多い。

3 調整方針

- 直接搬入の区分は、① 市町村別、② 生活系ごみ、事業系ごみ *1、
③ 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ *2 とする。

		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、プラ、紙、ダンボール等）
市町村別	生活系ごみ	計 量 回 数 は 1 回（混載の場合を含む。）		
	事業系ごみ	計 量 回 数 は 1 回（混載の場合を含む。）		

*1 実務では計量時に委託業者別、許可業者別の区分が必要で品目別の計量が望ましい

*2 粗大ごみは、上記 2（3）に記載のとおり

【(施) 協議項目 7-(1) 施設受入基準 可燃ごみ】について

1 調整内容

新施設における可燃ごみの受入基準について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の受入基準は別紙のとおり。

可燃ごみとして受け入れているごみの種類、材質及び規格について各施設の受入基準に差はない。

3 調整方針

沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 7-(2) 施設受入基準 不燃ごみ】について

1 調整内容

新施設における不燃ごみの受入基準について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の受入基準は別紙のとおり。

不燃ごみとして受け入れているごみの種類及び材質について各施設の受入基準に差はない。

ごみの規格については、施設ごとの受入基準に差がある。

3 調整方針

沼田市（上川田内再資源化センター）の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 7-(3) 施設受入基準 資源ごみ】について

1 調整内容

新施設における資源ごみの受入基準について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の受入基準は別紙のとおり。

資源ごみとして受け入れている、かん、びん、ペットボトルについては、各施設の受入基準に差はない。

プラスチック、蛍光管・電池類、紙類、古着・古布については、各施設の受入基準に差がある。

3 調整方針

みなかみ町（奥利根アメニティパーク）の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 7- (4) 施設受入基準 粗大ごみ】について

1 調整内容

新施設における粗大ごみの受入基準について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の受入基準は別紙のとおり。

粗大ごみとして受け入れているごみの種類、材質及び規格について各施設の受入基準に差はない。

3 調整方針

可燃性の粗大ごみについては沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を、不燃性の粗大ごみについては沼田市(上川田内再資源化センター)の運用を引き継ぐ。

施設受入基準（可燃、不燃、資源、粗大） 別紙

（ 現 行 ）

【沼田市外二箇村清掃施設組合 清掃工場】

ごみの区分	受入基準等
可燃ごみ	【区分内容】 資源物に分別できない燃える素材でできたもの
	【受入基準】 直径12cm、長辺50cm以内のもの
	【具体例】 生ごみ、紙くず、木くず、繊維類、皮革類、ビニール製品 など
不燃ごみ	【区分内容】
	【受入基準】
	【具体例】
粗大ごみ	【区分内容】 可燃ごみのうち長辺が一定基準以上のもの
	【受入基準】 不燃性のものは取り除く
	【具体例】 タンス、ベッド、ソファ、本棚、学習机、コタツ、座椅子、畳 など
資源ごみ (かん)	【区分内容】
	【受入基準】
資源ごみ (びん)	【区分内容】
	【受入基準】
資源ごみ (ペットボトル)	【区分内容】
	【受入基準】
資源ごみ (プラスチック、 新プラ法対応)	【区分内容】
	【受入基準】
資源ごみ (蛍光管、電池 水銀体温計、 血圧計等)	【区分内容】
	【受入基準】
資源ごみ (紙類)	【区分内容】 紙管、新聞や雑誌、段ボールなどのリサイクル可能な紙
	【受入基準】 種類別に紐で縛る
資源ごみ (古着、古布等)	【区分内容】
	【受入基準】

施設受入基準（可燃、不燃、資源、粗大） 別紙

（ 現 行 ）

【上川田内再資源化センター】

ごみの区分	受入基準等
可燃ごみ	【区分内容】
	【受入基準】
	【具体例】
不燃ごみ	【区分内容】 資源物に分別できない燃えない素材でできたもの
	【受入基準】 家電製品の電池は抜き取る、使い捨てライターは中身を使い切る
	【具体例】 食器、ガラス、陶器、硬質プラスチック製品、乳白色のビン、刃物 など
粗大ごみ	【区分内容】 不燃ごみのうち長辺が一定基準以上のもの
	【受入基準】 可燃性のものは取り除く
	【具体例】 自転車、ゴルフバッグ、扇風機、ガスコンロ、ストーブ、スチール棚、スチールベッド
資源ごみ (かん)	【区分内容】 飲み物や食べ物が入っていたアルミ製容器やスチール製容器
	【受入基準】 中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ (びん)	【区分内容】 飲み物や食べ物が入っていた無色・茶色・その他のガラス製容器
	【受入基準】 キャップ（ふた）を外し、中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ (ペットボトル)	【区分内容】 主に飲み物が入っていたポリエチレンテレフタレート（PET）製容器
	【受入基準】 キャップとラベルを外し、中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ (プラスチック、 新プラ法対応)	【区分内容】 プラスチック製の容器や包装
	【受入基準】 容器は中身を空にして、水ですすぐ 汚れている場合は、適度に汚れを落とす ラップやフィルム、袋状のプラスチックは可燃ごみ扱い
資源ごみ (蛍光管、電池 水銀体温計、 血圧計等)	【区分内容】 蛍光管、電池、水銀が使用された体温計などのリサイクルが可能なもの
	【受入基準】 電球、蛍光灯、LED灯の割れたものは不燃ごみ扱い ボタン電池や充電電池は受入れできない
資源ごみ (紙類)	【区分内容】
	【受入基準】
資源ごみ (古着、古布等)	【区分内容】
	【受入基準】

施設受入基準（可燃、不燃、資源、粗大） 別紙

（ 現 行 ）

【尾瀬クリーンセンター】

ごみの区分	受入基準等
可燃ごみ	【区分内容】 資源物に分別できない燃える素材でできたもの
	【受入基準】
	【具体例】 生ごみ、紙くず、木片、衣類、小型プラスチック類 など
不燃ごみ	【区分内容】 資源物に分別できない燃えない素材でできたもの
	【受入基準】
	【具体例】 陶磁器・ガラス類、金属製品、スプレー缶
粗大ごみ	【区分内容】 可燃ごみと不燃ごみのうち、長辺が一定基準以上のもの
	【受入基準】 スプリング入りのマットレスやソファはスプリングとその他に分ける ストーブ類は中身を完全に抜き取る
	【具体例】 木製家具類、布団類、畳、自転車 など
資源ごみ (かん)	【区分内容】 飲み物や食べ物が入っていたアルミ製容器やスチール製容器
	【受入基準】 中ふたを外し、中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ (びん)	【区分内容】 飲み物や食べ物が入っていた無色・茶色・その他のガラス製容器
	【受入基準】 キャップやコルクを外し、中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ (ペットボトル)	【区分内容】 主に飲み物が入っていたポリエチレンテレフタレート（PET）製容器
	【受入基準】 キャップとラベルを外し、中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ (プラスチック、 新プラ法対応)	【区分内容】
	【受入基準】
資源ごみ (蛍光管、電池 水銀体温計、 血圧計等)	【区分内容】 蛍光管、電池などのリサイクルが可能なもの
	【受入基準】 ボタン電池や充電電池は受入れできない 水銀が使用された製品は受入れできない
資源ごみ (紙類)	【区分内容】 新聞や雑誌、紙パック、段ボールなどのリサイクル可能な紙
	【受入基準】 種類別に紐で縛る、紙パックは洗って開く アルミコーティング等の加工がされているものは可燃ごみ扱い
資源ごみ (古着、古布等)	【区分内容】
	【受入基準】

施設受入基準（可燃、不燃、資源、粗大） 別紙

（ 現 行 ）

【奥利根アメニティパーク】

ごみの区分	受入基準等
可燃ごみ	【区分内容】 資源物に分別できない燃える素材でできたもの
	【受入基準】 長辺が約50cm程度のもの
	【具体例】 汚れた紙類、ゴム・革製品、汚れた衣類・紙おむつ、草・落葉 など
不燃ごみ	【区分内容】 資源物に分別できない燃えない素材でできたもの
	【受入基準】 長辺が約1m、厚さ約10cm程度のもの
	【具体例】 陶磁器・ガラス類、金属製品、小型電気製品、カセットボンベ など
粗大ごみ	【区分内容】 可燃ごみと不燃ごみのうち、長辺が一定基準以上のもの
	【受入基準】 スプリング入りのマットレスやソファはスプリングとその他に分ける
	【具体例】 じゅうたん、布団類、電気毛布、ミシン、ステレオ、オルガン、 ガステーブル、コタツ、テーブル、鏡台、椅子 など
資源ごみ （かん）	【区分内容】 飲み物や食べ物が入っていたアルミ製容器やスチール製容器
	【受入基準】 中ふたを外し、中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ （びん）	【区分内容】 飲み物や食べ物が入っていた無色・茶色・その他のガラス製容器
	【受入基準】 キャップやコルクを外し、中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ （ペットボトル）	【区分内容】 主に飲み物が入っていたポリエチレンテレフタレート（PET）製容器
	【受入基準】 キャップとラベルを外し、中身を空にして、水ですすぐ
資源ごみ （プラスチック、 新プラ法対応）	【区分内容】 プラスチック製の容器や包装、製品プラスチック（主に指定袋）
	【受入基準】 容器は中身を空にして、水ですすぐ 汚れている場合は、適度に汚れを落とす
資源ごみ （蛍光灯、電池 水銀体温計、 血圧計等）	【区分内容】 蛍光灯、電池（リチウム電池含む）、 水銀が使用された体温計などのリサイクルが可能なもの
	【受入基準】 電球、蛍光灯、LED灯、 リチウム電池が内蔵されたもの（電動ブラシ、電子タバコ、 電動シェーバー、スマートフォン等）など 種類ごとに分ける LED灯の割れたものは不燃ごみ扱い
資源ごみ （紙類）	【区分内容】 新聞や雑誌、紙パック、段ボールなどのリサイクル可能な紙
	【受入基準】 種類別に紐で縛る、紙パックは洗って開く アルミコーティング等の加工がされているものや、汚れや匂いがついた ものは可燃ごみ扱い
資源ごみ （古着、古布等）	【区分内容】 リサイクル・リユース可能な衣類
	【受入基準】 洗濯をした状態にする

【(施) 協議項目 7-(5) 施設受入基準 し尿処理汚泥】について

1 調整内容

し尿処理施設において、し尿及び浄化槽汚泥を処理する過程で発生するし尿処理汚泥（脱水汚泥）は新施設において処理をすることが可能であることから扱いについて定めるもの。

なお、新施設の処理能力及び施設規模に影響を及ぼすため、発生量や含水率等の検討をする必要がある。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

沼田市外二箇村清掃施設組合 衛生センター	同施設にて乾燥・焼却処理、焼却灰は沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場に搬入
奥利根アメニティパーク し尿処理施設	近隣自治体へ外部委託
片品村北部浄化センター	尾瀬クリーンセンターにて焼却処理、焼却灰は尾瀬クリーンセンター一般廃棄物最終処分場に搬入

沼田市外二箇村清掃施設組合衛生センター及び奥利根アメニティパークし尿処理施設で発生したし尿処理汚泥（脱水汚泥）については、乾燥・焼却処理を行わずに新施設で扱うことは可能であるが、片品村北部浄化センターで発生したし尿処理汚泥（脱水汚泥）については、下水汚泥と一緒に処理をしており、産業廃棄物に該当するため、新施設で一般廃棄物とあわせて扱うことはできない。

3 調整方針

新施設では、し尿処理汚泥（脱水汚泥）を扱わないこととし、現行の沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。

【(施) 協議項目 7－(6) 施設受入基準 その他(災害廃棄物、火災ごみ等)】
について

1 調整内容

新施設における災害廃棄物、火災ごみ等の受入基準について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行は、各施設がそれぞれの受入基準に基づき災害廃棄物、火災ごみ等を扱っている。

3 調整方針

可燃性の火災ごみ等は沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を、不燃性の火災ごみ等は沼田市(上川田内再資源化センター)の運用を引き継ぐ。

災害廃棄物については、各市町村の災害廃棄物処理計画に基づき対応する。

【(施) 協議項目 8－(1) 小型家電の施設回収】について

1 調整内容

新施設における小型家電の扱いについて定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

沼田市	不燃ごみとして収集、回収ボックスで拠点回収及び施設に直接搬入
片品村	施設に直接搬入
川場村	粗大ごみの日に拠点回収
昭和村	粗大ごみの日に拠点回収
みなかみ町	不燃ごみとして収集及び施設に直接搬入

5 市町村における小型家電の扱いについては、それぞれの方法で回収し、認定事業者又は処理業者に引渡しをしている。

3 調整方針

新施設で扱うこととする。

施設回収の方法については、不燃ごみとして収集されたもの及び直接搬入されたものを新施設でピックアップ回収する。

【(施) 協議項目 8-(2) 処理不適物の扱い】について

1 調整内容

新施設における処理不適物の扱いについて定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

3 施設における現行の扱い

上川田内再資源化センター (沼田市(利根町を除く))	産業廃棄物、廃油、薬品類、プロパンガスボンベ、オートバイ、自動車等のタイヤ、農耕器具、建築廃材、消火器、モバイルバッテリー、家電リサイクル法対象品目など
尾瀬クリーンセンター (片品村、沼田市利根町)	爆発物(ガスボンベ等)、有毒物(消毒薬、殺虫剤等)、処理困難物(耕運機、消火器、焼却灰、塗料、農業用マルチ、ビニールハウス、漬物石、産業廃棄物等)、タイヤ、バッテリー、スキー板、スノーボード、パソコンなど
奥利根アメニティパーク (みなかみ町)	産業廃棄物、ソーラーパネル、断熱材、ブロック、レンガ、瓦、コンクリート、FRP、農業用機械、自動車やバイク及びその部品類(タイヤ、バッテリー、オイル等)、消火器、耐火金庫、ガスボンベ、火薬、薬品類、化学溶液類、家電リサイクル法対象品目など

3 施設における処理不適物の対象品目は、おおむね同様である。

尾瀬クリーンセンターでは、家電リサイクル法対象品目について、原則として販売業者へ処分を依頼することを推奨しているが、施設での受入れも行っているため、調整が必要である。

3 調整方針

新施設における処理不適物の対象品目については、新施設稼働までに協議の上、決定する。

家電リサイクル法対象品目(テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)は、新施設では扱わない。

【(施) 協議項目 8-(3) 危険物処理の扱い】について

1 調整内容

カセットボンベ、スプレー缶、ライター等、収集運搬及び処理時に危険を伴う廃棄物について新施設での扱いを定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

収集時の怪我並びに収集車及び破砕処理施設の火災事故等を防止するため、刃物、ガラス・陶器の割れ物、カセットボンベ、スプレー缶、ライター、缶入固形燃料等は、一般的に危険ごみとして収集されている。

構成 5 市町村の現状は、川場村は刃物、ガラス・陶器の割れ物を危険ごみとして収集し（収集後は不燃ごみとして処理）、川場村以外の市町村は危険ごみの区分は設けずに不燃ごみ又は資源ごみとして収集している。

3 調整方針

新施設で扱うこととする。

新施設で扱う品目については、処理方式決定後又は新施設稼働までに協議の上、決定する。

【(施) 協議項目 8－(4) 二次電池及びモバイルバッテリーの扱い】
について

1 調整内容

新施設における二次電池及びモバイルバッテリー等の扱いを定めるもの。

※二次電池とは、充電と放電を繰り返して使用することができる蓄電池、充電電池、バッテリー等であり、一次電池とは放電が終われば使えなくなる電池のことです。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

	乾電池	ボタン電池	コイン電池	二次電池	蛍光管	水銀体温計
沼田市	○	×	×	×	○	○
片品村	○	×	×	×	○	×
川場村	○	×	×	×	○	×
昭和村	○	×	×	×	○	×
みなかみ町	○	○	○	○	○	○

ボタン電池や二次電池については、みなかみ町を除き協力店による回収を案内している。

3 調整方針

新施設で扱うこととする。

	乾電池	ボタン電池	コイン電池	二次電池*1	蛍光管*2	水銀体温計
新施設	○	○	○	○	○	○

*1 ニカド電池、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池を含む。

カーバッテリーは扱わない。

*2 電球及びLED灯を含む。

【(施) 協議項目 8-(5) 犬猫等死骸処理の扱い】について

1 調整内容

新施設における犬猫等死骸処理の扱いを定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

道路上の犬猫等死骸処理の現行の扱いについては、職員又は収集委託業者が回収して可燃ごみ処理施設に搬入し、焼却処理等をしている。

(参考) 愛玩動物 (ペット) について

宗教的、社会的慣習等により埋葬及び供養が行われるものは、社会通念上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) に規定する廃棄物に当たらないが、火葬及び返骨等の処理を適切に行わずに処分する場合は一般廃棄物に該当する。

3 調整方針

現行の運用を引き継ぐものとし、新施設で扱うこととする。ただし、新施設で処理可能な大きさのものに限る。

【(施) 協議項目 8-(6) 鳥獣害処理の扱い】について

1 調整内容

新施設における鳥獣害処理の扱いを定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

(1) 現行の扱い

	道路上の野生鳥獣等の死骸		有害捕獲許可を受けて駆除した野生鳥獣の死骸
	大 型	小 型	
沼 田 市	焼 却	焼 却	埋 設
片 品 村	焼 却	焼 却	焼 却
川 場 村	埋 設	焼 却	埋 設
昭 和 村	埋 設	焼 却	埋 設
みなかみ町	埋 設	埋 設	埋 設

道路上の野生鳥獣等の死骸は、道路上で交通事故により死亡したもの等

- (2) 焼却する場合、小型（袋に入る大きさ）であれば影響は少ないが、ニホンジカやイノシシ等の大型の場合は、血液等水分の影響により炉内の温度が下がることでダイオキシンの発生リスクや燃料コストが増加する。

新施設で扱う場合は、運搬を含めて住民の理解が不可欠である。

3 調整方針

		受入の可否
道路上の野生鳥獣等の死骸	大 型	否
	小 型	可
有害捕獲許可を受けて駆除した野生鳥獣等の死骸		否

【(施) 協議項目 9 焼却灰運搬 (焼却の場合)】について

1 調整内容

新施設から発生する焼却灰の運搬業務について定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現行の扱い

- | | |
|-------------------|----------------|
| (1) 沼田市外二箇村清掃施設組合 | 運搬及び最終処分を民間に委託 |
| (2) 利根東部衛生施設組合 | 運搬及び最終処分を組合が直営 |

運搬費用は「協議事項 1 2 — (2) 負担金の割合 — 稼働後の維持管理費」で協議する。

3 調整方針

沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。

【(施)協議項目 1 3 — (1) 各市町村の「ごみの分け方や出し方」の統一】

1 調整内容

新施設に搬入する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの受入基準を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

新施設完成後搬入までの間、協議の上変更する場合がある。
新施設の設備等も関係するため金属類等の詳細については改めて協議する。

3 調整方針

現行の沼田市の分別区分を基準として「ごみの分け方や出し方」を統一する。

ごみの区分	受入基準等
可燃ごみ	【区分内容】 資源ごみに分別できない燃える素材でできたもの
	【受入基準】 受け入れるごみの大きさ等は、新施設の基準による。
	【具体例】 紙類、厨芥類、布類、繊維類、木、草類ほか。
不燃ごみ	【区分内容】 資源ごみに分別できない燃えない素材でできたもの
	【受入基準】 受け入れるごみの大きさ等は、新施設の基準による。
	【具体例】 金属類、ガラス類、陶磁器類ほか。
粗大ごみ	【区分内容】 ・可燃ごみと不燃ごみのうち、長辺が一定基準のもの ・各市町村が粗大ごみとして定めるもの
	【受入基準】 受け入れるごみの大きさ等は、新施設の基準による。
	【具体例】 家具類、自転車、ガステーブル、畳ほか。
資源ごみ (かん)	【区分内容】 飲み物や食べ物などが入っていたアルミ製容器やスチール製容器
	【受入基準】 中身を空にし、水ですすぐ。

ごみの区分	受入基準等
資源ごみ (びん)	【区分内容】 飲み物や食べ物などが入っていた無色、茶色及びその他の色のガラス製容器 ----- 【受入基準】 中身を空にし、水ですすぎ、色別に分ける。
資源ごみ (ペットボトル)	【区分内容】 飲み物や食べ物などが入っていたポリエチレンテレフタレート(PET)製容器 ----- 【受入基準】 中身を空にし、水ですすぎキャップとラベルを取り除く。
資源ごみ (プラごみ 新プラ法対応)	【区分内容】 素材の全てがプラスチック(プラスチック100%)でできているもの ----- 【受入基準】 汚れていないもの
資源ごみ (蛍光管、電池、 水銀体温計血圧 計等)	【区分内容】 蛍光管(電球、LED灯含む)、電池(乾電池、ボタン電池、コイン電池、二次電池) 水銀(体温計、血圧計等) ----- 【受入基準】 蛍光管はケースなどに入れる。 電池類は絶縁をする。 水銀関係は新施設の基準による。
資源ごみ (紙類)	【区分内容】 新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌等 ----- 【受入基準】 紙パックなどは中身を空にし、水ですすぎ切り開いた状態にする。 汚れがあるものは可燃ごみ それぞれ種類ごとに分けてひもで結束する。
資源ごみ (古着、古布等)	【区分内容】 衣類、タオル、毛布、カーテン等 ----- 【受入基準】 洗濯して乾かしてから透明のビニール袋に入れる。 汚れがあるものは可燃ごみ

【(施)協議項目 1 3 (1-2) 各市町村の「ごみの収集頻度、排出形態」】について

1 調整内容

新施設に搬入する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集頻度及び排出形態を定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

新施設の設備や職員数にも関係するため基本計画に沿って行う。
新施設完成後搬入までの間、協議の上変更する場合がある。

3 調整方針

ごみの収集頻度及び排出形態については、現在は統一されていないが新施設の稼働にあわせて統一する。

ごみの区分	受入基準等
可燃ごみ	【収集頻度】 搬入日は月、火、木、金とする。 曜日の割当等は、市町村間で新施設稼働までに協議する。
	【排出形態】 各市町村指定袋で排出する。 (ごみ袋の統一については新施設稼働までに協議する。)
不燃ごみ	【収集頻度】 市町村間で新施設稼働までに協議する。
	【排出形態】 各市町村指定袋で排出する。 (袋の統一については新施設稼働までに協議する。)
粗大ごみ	【収集頻度】 随時搬入可能とする。 (市町村の独自回収は別に定める。)
	【排出形態】 住民及び許可業者が新施設に直接持ち込むものとする。

ごみの区分	受入基準等
資源ごみ (かん)	【収集頻度】 新施設稼働までに協議する。
	【排出形態】 統一又は現行踏襲を含めて新施設稼働までに協議する。
資源ごみ (びん)	【収集頻度】 新施設稼働までに協議する。
	【排出形態】 統一又は現行踏襲を含めて新施設稼働までに協議する。 (課題：住民が排出する際、色別の分別を行うか。)
資源ごみ (ペットボトル)	【収集頻度】 市町村間で新施設稼働までに協議する。
	【排出形態】 統一又は現行踏襲を含めて新施設稼働までに協議する。
資源ごみ (プラごみ、 新プラ法対応)	【収集頻度】 新施設稼働までに協議する。
	【排出形態】 新施設稼働までに協議する。
資源ごみ (蛍光管、電池、 水銀体温計、 血圧計等)	【収集頻度】 新施設稼働までに協議する。
	【排出形態】 新施設稼働までに協議する。
資源ごみ (紙類)	【収集頻度】 新施設稼働までに協議する。
	【排出形態】 ひもで結束して排出する。
資源ごみ (古着、古布等)	【収集頻度】 各市町村が定める。
	【排出形態】 透明又は半透明の任意の袋に入れて排出する。

【(施) 協議項目 13 - (2) 廃炉後の施設の扱い】について

1 調整内容

廃炉後の現施設の扱いについて定めるもの。

2 協議に当たっての考え方

現施設

(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合 清掃工場 (建設候補地)

新たな可燃ごみ処理施設を建設・稼働した後、現清掃工場を解体し、リサイクル施設を建設する (焼却炉の解体は交付金の充当が可能)。

解体の主体は「一部事務組合の統廃合協議項目 3 組合財産の処分」で協議するものとする。

(2) 利根東部衛生施設組合 尾瀬クリーンセンター

構成団体間 (片品村、沼田市) で協議の上、決定する。

跡地利用の内容によっては、焼却炉の解体費に交付金を充当することが可能。交付金に係る地域計画は片品村及び沼田市が策定するケースと利根沼田広域市町村圏振興整備組合が策定するケースがあり、早期に廃炉後の扱いを決定することが望ましい。

(3) みなかみ町 奥利根アメニティパーク

みなかみ町の財産であるので同町が検討し、決定する。

RDF利用を目的とした焼却炉であるため、解体費に循環型交付金を充当することはできない。

3 調整方針

利根沼田広域市町村圏振興整備組合と調整の上、当該一部事務組合の構成団体間又は町単独で扱いを定める。